《 野村 Web ローン 》

外国証券担保にかかる特約

第1条 (目的)

外国証券担保にかかる特約(以下、「本特約」といいます。)は、《野村Webローン》約款(以下、「基本約款」といいます。)に付帯するものであり、「野村Webローン」契約について、当社所定の基準により選定されている外国証券(以下、「本件外国証券」といいます。)を担保に供するお客様にのみ適用されます。なお、本特約において使用される各用語は、本特約に別途定めるものを除き、基本約款において定義された用語と同一の意義を有するものとします。

第2条 (本特約の適用)

本特約は、当社との間で「野村 Web ローン」契約を締結済みのお客様で、次の各号に掲げる条件を満たすお客様に対して適用され、本特約に基づき、本件外国証券は基本約款第9条の担保適格有価証券と同様に取り扱われるものとします。

本特約が適用されるお客様については、基本約款および本特約が適用されますが、基本約款と本特約の内容が異なる事項については本特約が優先し、本特約に定めがなく基本約款にのみ定められている事項については基本約款が適用されるものとします。

- (1) 当社が定める基本約款その他のお客様と当社が締結する契約の条項に違反していないこと。
- (2) お客様と当社との銀行取引によって発生する、お客様に対する一切の金銭債権(将来発生するものを含み、以下、「ローン債権」といいます。)を被担保債権として、次条により、お客様が野村證券株式会社(以下、「野村證券」といいます。)に開設している外国証券取引口座(以下、「本件口座」といいます。)に保護預りされている、または将来保護預りされる本件外国証券およびこれに付随関連して取得した資産(あわせて、以下、「本件対象資産」といいます。)に係る当社を権利者とする根担保権(以下、(i)本件口座内の本件外国証券に係る根質権および根譲渡担保権、(ii)本件対象資産に係るお客様の野村證券に対する現在および将来の一切の権利を対象とする根質
 - 産に係るお客様の野村證券に対する現在および将来の一切の権利を対象とする根質権および根譲渡担保権、ならびに、当社が指定する担保権を含めて、「本件根担保権」と総称します。)の設定が完了したことを当社が確認できたこと。
- (3) お客様が、その他当社が定める基準を満たしていること。

第3条 (本件根担保権の設定)

1. お客様は、当社所定の様式により、本件対象資産について当社を権利者とする本件根担保 権の設定を申込むものとします(本件対象資産のうち、お客様の指定に従い本件口座にて 保有する本件外国証券を、以下、「担保証券」といいます)。

お客様は、上記申込みにあたり、当社所定の様式にて、(i)担保証券の銘柄および数量を明示すること、または、(ii)担保証券の銘柄およびこれを保有する本件口座を明示するこ

とをもって、担保証券および本件対象資産を特定するものとします。

- 2. 当社が、所定の審査のうえ、前項の申込みを承諾する場合、本件根担保権が設定されるものとし、(i) お客様は担保証券について野村證券に対する当社の根担保権に係る占有移転の指図を行ったものとして取扱い、また、(ii) 野村證券が定める「野村の証券取引約款」の定めに基づきお客様が野村證券に対して有する本件対象資産に関する一切の権利(現在および将来有する担保証券に係る権利を含みます。)は、当社の本件根担保権の対象として当社に譲渡され、当該譲渡について野村證券から確定日付のある証書による承諾を得るものとし、お客様はこれに異議なく同意するものとします。
- 3. お客様が第 1 項(ii)に従い担保証券の銘柄および本件口座を指定する申込みを行う場合は、お客様が本件口座において将来取得する同一銘柄の本件外国証券についても、追加申込みなど何らの手続きを行うことなく、本件根担保権に係る第 1 項の申込みがなされたものとして取り扱われるものとし、お客様はこれに異議なく同意するものとします。
- 4. 当社所定の審査の結果、当社が本件根担保権の設定に係る申込みを承諾しない場合があることについて、お客様はあらかじめ同意するものとします。
- 5. 本件根担保権の設定にかかわらず、当社は担保設定者であるお客様に対し、第7条に定める本件根担保権の実行までの間、お客様が野村證券に対し、「野村の証券取引約款」の定めに基づき担保証券発行会社の株主総会に係る議決権行使の指図を行うこと、担保証券発行会社の組織再編や担保証券に対する公開買付けその他のコーポレート・アクションについてお客様が自ら意思決定および手続参加等の権利行使を行うこと、ならびに、本件口座において担保証券の配当その他コーポレート・アクション対象取引の対価等として受領する資産を本件口座において受領および保管することを認め、お客様は当該資産が本件対象資産に含まれることに同意するものとします。
- 6. お客様は、当社が前5項に定める担保権設定以外の方法による担保権の設定が必要と判断 した場合、当該担保権の設定に必要な一切の方法を当社が行うことについてあらかじめ同 意し、授権するものとします。

第4条(担保評価額の通知)

前条に基づく本件根担保権の設定が完了し、本特約が適用される場合、当社は、基本約款第9条および当社所定の為替レートに基づき担保有価証券の評価額を算出し、同条第7項に基づき担保有価証券の評価額を見直すものとします。

なお、担保証券の評価額に用いる基準時価、評価のための掛目および為替レートについては、基本約款第9条第5項の定めにかかわらず、当社所定の時期に評価または変更し、インターネットバンキングの利用画面への掲示以外の方法によりお客様に通知することができるものとします。

第5条(本件根担保権の解除)

お客様は、担保証券に対する本件根担保権の解除を希望する場合、当社所定の様式により、 当該解除を申込むものとします。なお、当社所定の審査の結果、当社が当該解除の申込み を承諾しない場合があることについて、お客様はあらかじめ同意するものとします。

第6条(譲渡制限等)

- 1. お客様は、当社の事前の承諾なく、担保証券および本件対象資産に係るあらゆる権利(債権を含みますがこれに限られません。)について、第三者に譲渡その他の処分をすることができないものとします。当社は、かかる処分により基本約款第 10 条に定める担保充足率が 100%を下回る可能性があると認めたときは、本項に基づく承諾の条件として、お客様に対し、当社指定の期日までに債務の全部もしくは一部の返済または追加担保の差入れを行うよう求めることができるものとします。
- 2. お客様は、前項のほか、本特約に基づき当社を権利者として設定する本件根担保権以外に、 担保証券および本件対象資産を質権、譲渡担保権その他の担保に供しまたは処分すること ができないものとします。

第7条(本件根担保権の実行)

- 1. 基本約款第 11 条に基づきお客様がローン債権に係る期限の利益を喪失したときは、当社は、お客様に事前に通知することなく、本件根担保権を実行し、当社の裁量により、いつでも(i)担保証券および本件対象資産を処分し、または(ii)担保証券に係る償還金、利息、剰余金の配当、清算金の分配等その他一切の本件対象資産を受領し、その取得金または受領金をもってローン債権の元利金その他費用、損害金に充当することができるものとします。また、当社は、これらの方法によるほか、(iii)ローン債権の元利金その他費用、損害金の弁済に代えて、担保証券を評価のうえ、これを自ら取得することができるものとします。
- 2. 当社は、前項に定める担保証券および本件対象資産の処分(換価処分手続きを含みますがこれに限られません。)等に要する一切の手続きを行うことができるものとします。
- 3. 前2項に基づき担保証券および本件対象資産の処分等を行うにあたり、処分等の時期、方法および価格については、お客様は当社に対して一任するものとします。当該処分等または担保証券に係る剰余金の配当等の受領に要する書類または未清算の費用等を当社が請求した場合には、お客様が速やかにこれを差し出すことについて、お客様はあらかじめ同意するものとします。

第8条(費用)

本特約に基づく本件根担保権の設定(確定日付取得費用を含みますが、これに限られません。)、解除および処分等、本件根担保権に係る一切の手続きに要する費用(「野村の証券取引約款」に基づき発生する費用を含みます。) はお客様が負担するものとします。

第9条(通知)

当社は、基本約款第1条第6項の定めにかかわらず、本特約に基づくお客様への通知等を インターネットバンキングの利用画面への掲示以外の当社所定の方法によりすることが できるものとします。なお、お客様が当社に届け出た宛先に行った通知、報告、連絡等が、 お客様の移転、不在その他のお客様の事情によって延着し、または到達しなかったときは、 通常到達すべき時に到達したものとして取扱うものとし、それらによってお客様に生じた 損害について当社はその責を負わないことについて、お客様はあらかじめ同意するものと します。

第10条(本特約の終了)

本特約に定める内容は、以下のいずれかの場合に終了するものとします。

- (1) 「野村 Web ローン」契約が終了したとき。
- (2) 第7条に基づき本件根担保権が実行され、本件対象資産の全てが処分等され当社の債権の取り立て等が全て完了したとき。

第11条(準拠法・合意管轄)

- 1. 本特約に関する準拠法は日本法とします。
- 2. 本特約に関してお客様と当社との間で生ずるすべての訴訟については、当社の本店所在地 を管轄する東京地方裁判所をもって専属的な第一審裁判所とします。

第12条(本特約の変更等)

- 1. 本特約は、法令の変更、監督官庁の指示または当社が必要と認めた場合に、民法 548 条の 4 に基づき変更することがあります。なお、本特約の内容が変更される場合には、変更を 行う旨および変更後の特約の内容ならびにその効力発生時期を「銀行取引共通約款(銀行 代理店用)」の定めにしたがい通知します。
- 2. 本特約の一部条項が法令変更等当社の責によらない事由により無効、違法または執行不能 となった場合においてもその他の条項の有効性、合法性および執行可能性はいかなる意味 においても損なわれることはなく、また、影響を受けないものとします。
- 3. お客様は、法令変更等当社の責によらない事由により、本件根担保権の全部または一部が 消滅し、もしくは無効となったときは、直ちに、債務の全部または一部の弁済もしくは、 それと同価値を有する当社が認める他の有価証券の追加担保差入れなど、当社が必要と認 める一切の手続きを行うものとします。

第13条(免責)

本件根担保権の設定および解除等にあたって当社所定の様式に押捺された印影を、当社がお客様の届け出た印鑑に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、印章についての偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害はお客様の負担とし、それら事故によってお客様に損害が生じた場合でもお客様は当社に何らの請求をしないことにつきあらかじめ同意するものとします。

第14条(その他)

- 1. 当社がローン債権に関し、他の担保権を有し、または保証契約の設定を受けている場合、かかる他の担保権または保証の効力は、本件根担保権によって影響を受けることはないものとします。
- 2. 当社が、本件根担保権に関して、税務当局等の公的機関に対する提出書類作成その他必要な対応を求めたときは、お客様はこれに協力するものとします。

第15条(本特約の適用等)

当社は、当社の都合により本特約の適用に係る申込みの受付を終了することができるものとし、当社が本特約の適用に係る申込みの受付を終了する場合には、インターネットバンキングの利用画面への掲示の方法で通知するものとします。

以上